

平成19年分の所得が減って所得税が課されなかった方へ 市県民税の減税措置を受けることができます

申告が必要です

平成18年度の税制改正により、税源移譲が行われ、所得税と市県民税の税率が変わりました。これにより、所得税率の変更による税負担が軽減されず、市県民税率の変更による税負担が増加した方は、既に納付済みの平成19年度分の市県民税額から、増額となった市県民税相当額を還付します。

対象の方には、6月下旬に申告書を送付しますので、申告してください。

《問合せ》 税務課 市民税係 ☎ 22・9045 または各総合支所 市民生活課

対象者

次のすべてに該当する方

- ・平成19年度の市県民税と所得税の人的控除額(配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)の差の合計額が、市県民税の課税所得金額(分離課税を除く)未満の方
- ・平成20年度の市県民税と所得税の人的控除額(配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)の差の合計額が、市県民税の課税所得金額(分離課税を含む)以上の方

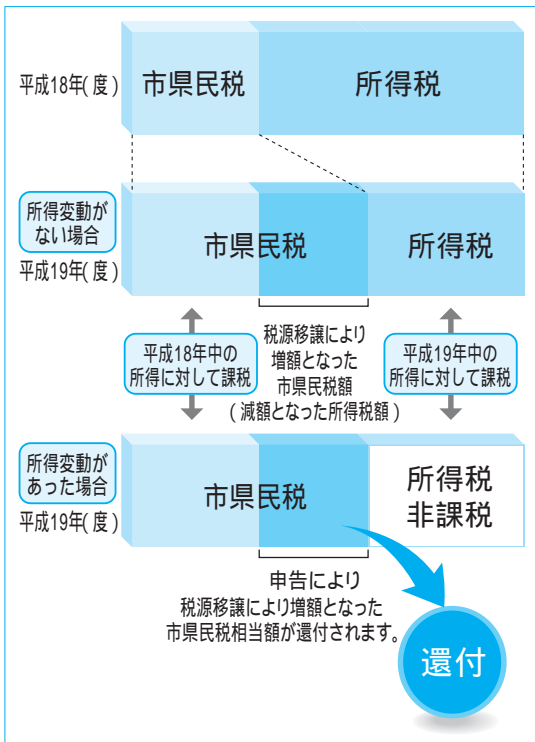


次のような場合は減税措置の適用はありません

- ・平成19年中に亡くなられた方
- ・海外へ転出して平成20年1月1日現在で国内に居住していない方
- ・住宅ローン控除などによって平成19年分の所得税が課税されなくなった方



所得変動に係る経過措置



所得変動に係る経過措置のモデルケース(夫婦)

平成18・19年ともに給与収入400万円の場合

	平成18(度) 税源移譲前	平成19(度) 税源移譲後	平成19年の所得が減少した場合
所得税	150,000円	75,000円	↓
市県民税	80,000円	155,000円	
合計	230,000円	230,000円	

平成18年給与収入400万円、平成19年所得なしの場合

	平成19(度) 所得なし 税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	税源移譲前後の税率をそれぞれ適用した場合の差額(還付額)
所得税	0円	0円	0円
市県民税	80,000円	155,000円	75,000円
合計	80,000円	155,000円	75,000円

一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止された等の影響があることに留意ください。
均等割額は除いています。

75,000円が還付

平成19年中に本市から転出した方も平成19年中の所得状況等が分からないため、申告書を送付しません。家族等で対象になると思われる方がありましたら、問い合わせください。



減税措置を受けるためには申告が必要です
申告書が届いた方は、7月1日(火)から31日(木)までに申告してください。
なお、平成19年中に本市へ転入した方には、平成18年中の所得状況等が分からないため、申告書を送付しません。
対象となる場合は、平成19年1月1日現在の住所地の市区町村で申告してください。
また、

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の 保険料額決定通知書を7月中旬に送付します

4月から始まりました長寿医療制度（後期高齢者医療制度）は、被保険者一人ひとりに保険料を負担いただくこととなっており、平成20年度の保険料額決定通知書を、7月中旬に送付します。

なお、保険料額は、平成19年中の所得に応じて計算しています。

《問合せ》市民課国保医療係 ☎21・9061 または兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎078・326・2021

保険料の支払方法

特別徴収します。1000円未満の端数は10月分で徴収します。

ただし、保険料額によって、特別徴収から普通徴収（納付書や口座振替等での支払い）に変わる場合があります。

4月から特別徴収（年金から支払い）の方
平成20年度保険料額から4月・6月・8月の特別徴収額（仮徴収額）を差し引いた残額を、10月・12月・2月に分け



制度に加入する直前に被用者保険（政府管掌健康保険、健康保険組合、共済組合など）の被扶養者だった方
9月までは軽減措置により保険料は徴収しません。10月から平成21年3月までの間に軽減後の額（1,954円）を特別徴収または普通徴収により徴収します。



と 以外の方
7月から普通徴収で支払うこととなります。普通徴収の納期は7月から翌年3月までの毎月9回です。

ただし、普通徴収の方でも10月以降に特別徴収に変更する場合があります。その際は、特別徴収開始通知書を事前に送付します。

特別徴収の対象となる年金額が年額18万円未満の方や介護保険料と長寿医療制度（後期高齢者医療制度）保険料を合わせた額が特別徴収の対象となる年金額の2分の1を超える場合などは、特別徴収せず、普通徴収で支払うこととなります。複数の年金を受給されている

場合、特別徴収の対象となる年金には天引きの優先順位があり、合計額では判定されません。

申請により保険料の減免を受けることができます

次に該当する場合は、申請により保険料の減免を受けることができます。災害で大きな損害を受けたとき

- ・所得の著しい減少があったとき
 - ・他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより、世帯の所得が軽減判定基準以下となるとき
 - ・一定期間給付の制限を受けたとき
- 詳細は、市の窓口にご相談ください。

納付相談



保険料の計算方法

$$\text{所得割額} \quad \text{均等割額} \quad +$$

$$[\text{平成19年中の総所得金額等()} - 330,000 \text{円}] \times 7.19\% + 39,093 \text{円} = \text{平成20年度保険料額 (最高限度額50万円)}$$

平成19年中の世帯（世帯主と世帯内の被保険者）の総所得金額等が一定金額以下の場合、均等割額が軽減されます。詳細は、被保険者証を送付した際に同封しましたミニパンフレットまたは保険料額決定通知書に同封するチラシをご覧ください。

総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です。この控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことで、所得控除（社会保険料控除、扶養控除等）は含みません。出石町奥小野および但東町奥赤の方は、特例により、所得割の料率および均等割額が異なります。